

# 令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金のご案内

国制度



全額現金  
支給

子育て世帯の生活を支援するために

**対象児童1人につき、10万円 の一時金を支給します！**

## 1. 対象児童

次の2つの条件を満たす児童が対象です。

○高校生以下の児童（平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれ）

○保護者等の所得が児童手当（本則給付\*）の支給対象または同等

※対象児童の保護者等のうち、生計を維持する程度の高い人に支給されます。

※本則給付については、裏面4をご覧ください。

## 2. 申請不要の世帯（プッシュ型）（お知らせ郵送済み）

世帯の区分	支給日	支給方法	備考
(1)安芸市で児童手当を受給する世帯 (R3.12.10お知らせ郵送)	R3.12.24	児童手当口座に振込 (プッシュ型)	受給拒否の場合は、R3.12.23までに届出が必要
(2)安芸市で児童扶養手当を受給する世帯 (R3.12.14お知らせ郵送)	R3.12.27	児童扶養手当口座に振込 (プッシュ型)	受給拒否の場合は、R3.12.24までに届出が必要

(注) 世帯の区分欄のお知らせ郵送の日は、当初5万円支給をお知らせした日を記載しています。

## 3. 申請が必要な世帯（R3.12.27お知らせ郵送）

次の条件にあてはまる場合は、申請が必要です。

①公務員が児童手当（本則給付）受給者である場合

②児童手当受給対象児童がいない世帯で高校生がいる場合

（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象と同等の世帯のみ）

③令和3年12月～令和4年3月に生まれた新生児

※①②の対象世帯には、令和3年12月27日にお知らせを郵送します。

※③の対象世帯には、児童手当の手続き時にお知らせします。

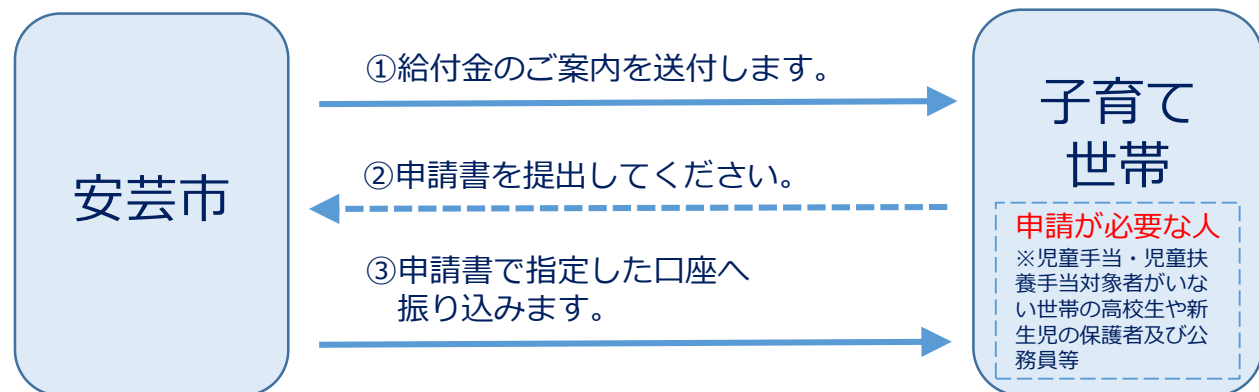
（公務員は窓口での児童手当の手続きがございませんが、こども係までお越しください。）

○申請受付期間：令和4年1月5日（水）～令和4年3月15日（火）

（令和4年3月生まれの新生児は、その都度受け付けます。）

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 申請から給付金支給までの流れ



## 4. 所得が児童手当（本則給付）の支給対象または同等とは

主たる生計維持者の所得が、児童手当の所得制限限度額未満の人です。

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1,002

※収入額の目安は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

## 5. こんなときはどうなるの？

### Q.引っ越した場合には、給付金はどこから振り込まれますか？

A.中学生までであれば、9月分の児童手当を支給した引っ越し前の市町村から振り込まれます。高校生のご家庭であれば、9月30日時点の住所地市町村にお問い合わせください。

### Q.DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A.令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、安芸市から本給付金を受給することができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。支給後、他方の配偶者等は本給付金を受給できません。

情報は市ホームページにも掲載しています。

QRコード



【お問い合わせ先】安芸市役所 福祉事務所 こども係

電話：0887（37）9452 FAX:0887（35）1028

〒784-8501 安芸市矢ノ丸1丁目4-40

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに安芸市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに安芸市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。